注釈民法
(26)

相続
(3)

§§
960
~
1044

編集代表
中川善之助・柚木　馨・谷口知平
於保不二雄・川島武宜・加藤一郎

注　釈　民　法

(26)

相　続 (3)

遺　言・遺留分

§§ 960～1044, 附則

中川善之助
編　集

有　斐　閣

著作権所有

注釈民法編者之印

注釈民法（26）相続（3）

昭和48年8月30日　初版第1刷発行
昭和53年11月20日　初版第5刷発行

¥ 3,000.

編　者　中川善之助（なかがわ ぜんのすけ）

発行者　江草忠允（えぐさ ただあつ）

東京都千代田区神田神保町2－17

発行所　株式会社　有斐閣

電話　東京（264）1311（大代表）
郵便番号〔101〕振替口座　東京6-370番
本郷支店〔113〕文京区東京大学正門前
京都支店〔606〕左京区田中門前町44

印刷	株式会社　精興社
製本	株式会社　高陽堂
本文用紙	王子製紙株式会社　春日井工場
クロス	東洋クロス株式会社
	ダイニック株式会社

© 1973，中川綾子．　Printed in Japan
落丁・乱丁本はお取替えいたします。

3332-016263-8611

切　取　線

注釈民法
（26）
相続（3）
第24回配本

別巻・総索引

引換券

切取線

全巻予約申込の方に完結後本券26巻分一揃と引換えに贈呈致します

本巻執筆者

阿部浩二　岡山大学教授

阿部　徹　岡山大学助教授

泉　久雄　専修大学教授

上野雅和　岡山大学教授

加藤永一　東北大学教授

久貴忠彦　大阪大学教授

高木多喜男　神戸大学教授

中川　淳　広島大学教授

中川善之助　元東北大学名誉教授

宮井忠夫　同志社大学教授

守屋善輝　中央大学教授

山本正憲　岡山大学教授

(50音順)

はしがき

わが注釈民法も，いくらかの発行漏れはあるものの，とにかくここに最終巻第26巻を世に送ることができ嬉しい限りである。

本巻は，いうまでもなく「遺言」に関するものである。わが国では，民法典が法定相続主義を採用したため，遺言はあまり行なわれなかつたようである。民法典の制定以前，即ち江戸時代から，さらに遡つた時代にあつては，却つて遺言も行なわれ，律令時代においても存日処分の掟がちゃんと定められていたくらいである。

明治の初め，英法がしきりに流入して来たころの勢では，遺言主義国イギリスの影響をうけて，どんな遺言相続主義が形成されるかと考えた人もあつたろうに，明治も間もなく仏法全盛時代となり，相続も法定主義に傾いてしまつたのである。

昭和22年の民法改正は，家督相続を廃し，配偶者や弟妹をも加えた共同相続主義を採用し，依然として法定相続主義ではあるが，遺産の共同配分ということが基調となつていたためか，それとも世間一般が世知辛くなつたためか，遺産争いが多くなり，従つて遺産の生前処分も数を増し，遺言もふえて来たのであつた。

こうした事情のため，民法学の面でも，遺言の研究が比較的遅れていたといつてよい。そうした面からいつても，今回の本書にこれだけの遺言研究者を集めえたことは，無上の喜びでもあり，攻学上の偉観でもあるといえよう。

本書の冒頭に掲げた総括的前注の「遺言制度」の方は学生時代からこのテーマに取り組んでいた加藤永一君に，また遺言の本場「イギリス法」については，英法の専門家守屋善輝君にお願いした。

条文注釈に入つて，最初の総則は私が，次の「遺言の方式」については，

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com

普通方式を久貴忠彦君に，特別方式を宮井忠夫君に執筆してもらつた。「遺言の効力」は，全部を岡山大学の阿部浩二・阿部徹・上野雅和の三君にお願いした。

第4節「遺言の執行」も，日本では旧民法以来あまり用いられずに来て，近頃しきりに問題とされるところ，最近までドイツでこの方面を特に研究して来た泉久雄君を煩わした。次の「遺言の取消」も大正7年穂積重遠先生の論文以来，日本ではあまり取り上げられなかつた問題だが，綿密な山本正憲君に仔細な考察をお願いし，おまけに「附則」まで書いて頂いた。「遺留分」も今日的課題であるが，ここは中川淳・宮井忠夫・高木多喜男の三君にお願いした。

私は，これだけ執筆陣の揃つた本書の編集を托されたことを無上の光栄とし，執筆者各位に対しても深甚の謝意を表するものである。

昭和48年6月26日

金沢にて

中川善之助

凡　　例

◇関係法令

関係法令は昭和48年4月30日現在によつた。

◇条　　文

条文は厳密に原文どおりとした。ただ，漢字は新字体を採用し，数字はアラビア数字に改めた。なお，各条文には，その内容を明瞭にするため，それぞれ見出しをつけた。

◇対照・比較条文

各条文のつぎに，〔対照〕欄および〔比較〕欄をもうけ，前者では旧民法の該当条数を掲げ，後者ではフランス民法，ドイツ民法，スイス民法等の該当条数を掲げて，研究の便宜をはかつた。その他の立法例については，本文中において必要なかぎり言及することとした。

◇文　　献

文献は，研究の便宜のため，適所に〔文献〕欄をもうけ，戦前・戦後を通じてかなり詳細に掲げることとした。戦後の文献は，昭和47年10月末日までのものをなるべく網羅するようにつとめ，それ以後の文献も気のつくかぎり収録するようにした。また文献は，本文中に引用される場合を除き，邦文のもののみに限定した。

〔文献〕欄における掲載の順序は，検索の便宜のため，執筆者名の五十音順により，同一執筆者の数箇の文献については，原則として発表の年代順（論文集等に収録のものは収録の年代を併記）によつた。

◇条数等の表示

本文の上段（柱）には，各頁ごとにそれぞれ条数およびローマ数字見出しを表示して，条数等による検索に役立つようにした。

◇参照条文および他の注釈の参照方法

参照条文および他の注釈の参照方法は，つぎのとおりである。

（1）　民法の条文は，単に数字のみをもつて示した。たとえば，12 I_1 は民法12条1項1号。

その他の法令の条文は，法令名略語（後掲）および数字をもつて示した。たとえば，家審9 I は家事審判法9条1項。

（2）　他の注釈を参照する場合には，→印を用いて，つぎのような方法をとつた。

凡　例

同じ条文内の他の注釈箇所を参照する場合には，→Ⅰ1アａのごとく，他の条文の注釈を参照する場合には，→§1Ⅰ1アａのごとし。

◇主な略語

（1）法　令

関係法令の略記については，特別なものを除いておおむね有斐閣版六法全書（昭和48年版）の「法令名略語」にもとづき，つぎのような略語を用いた。

医師	医師法	非訟	非訟事件手続法
応措	応急措置法	不登	不動産登記法
家審	家事審判法	民訴	民事訴訟法
家審規	家事審判規則		
警	警察法	イ民	イタリア民法
警官職務	警察官職務執行法	オ民	オーストリア民法
公証	公証人法	ス民	スイス民法
信託	信託法	ソ民	ソビエト連邦民法
税通	国税通則法	ド民	ドイツ民法
相税	相続税法	ド民訴	ドイツ民事訴訟法
破	破産法	フ民	フランス民法

（2）判例，その他

判例の引用にあたつては，つぎの略記法を用いた。

大判大10・8・3民録27・1765＝大審院大正10年8月3日判決，大審院民事判決録27輯1765頁

大判昭13・11・16民集17・2216＝大審院昭和13年11月16日判決，大審院民事判例集17巻2216頁

最判昭29・4・8民集8・4・819＝最高裁判所昭和29年4月8日判決，最高裁判所民事判例集8巻4号819頁

大阪高判昭32・4・30高民10・3・190＝大阪高等裁判所昭和32年4月30日判決，高等裁判所民事判例集10巻3号190頁

京都地判昭25・5・31下民1・5・850＝京都地方裁判所昭和25年5月31日判決，下級裁判所民事裁判例集1巻5号850頁

広島家呉支審昭33・12・26家裁月報11・4・116＝広島家庭裁判所呉支部昭和33年12月26日審判，家庭裁判月報11巻4号116頁

その他の略語：

刑録	大審院刑事判決録
裁判集民	最高裁判所裁判集（民事）

裁判例6民92	大審院裁判例6輯民法92頁
新聞	法律新聞（戦前のもの）
大連判	大審院連合部判決
東京高民時報	東京高等裁判所民事判決時報
判決全集	大審院判決全集
評論3民645	法律評論3巻民法645頁
民抄録	大審院民事判決抄録

昭30・4・12民（甲）743号回答＝昭和30年4月12日民事（甲）743号法務省（司法省）民事局長回答

家甲　最高裁判所家庭局長回答

法典調査会速記録＝法典調査会民法議事速記録　「日本学術振興会版」か「巌松堂版」かは，各条文注釈の初出の引用箇所に〔学振版〕，〔巌松堂版〕として表示した。

（3）著　書

引用著書の略記はつぎのとおりである（著者名五十音順）。カッコ内の数字は原則として初版の発行年度。

青山	青山道夫	相続法（新法学全書）（昭31）
青山・家族	同	家族法論（昭33，改訂昭46）
有泉	有泉亨	親族法・相続法（法律学講座）（昭29，新版昭46）
有泉＝加藤編・上，下	有泉亨＝加藤一郎編	相続上，下（昭31）
市川	市川四郎	相続法（法学新書）（昭34）
梅	梅謙次郎	民法要義巻之五（相続編）（明33）
奥田	奥田義人	民法相続法論（明21）
於保	於保不二雄	相続法（昭24）
川島・民法㈢	川島武宜	民法㈢（有斐閣全書）（昭26，改訂増補昭30）
近藤・上，下	近藤英吉	相続法論上，下（昭11，13）
近藤・判例	同	判例遺言法（昭13）
鈴木	鈴木禄弥	相続法講義（昭43）
中川	中川善之助	相続法（法律学全集）（昭39）
中川・大要	同	民法大要下（全訂版）（昭30）
中川・判例総評Ⅰ～Ⅲ	同	親族相続判例総評Ⅰ～Ⅲ（昭10～15）
中川監修・註解	同監修	註解相続法（昭26）
中川編・註釈上，下	同編	註釈相続法上，下（昭29，30）

中川ほか・註釈	中川善之助＝千種達夫＝市川四郎＝平賀健太	
		親族・相続法（ポケット註釈全書）（昭 28）
永田	永田菊四郎	相続法（新民法要義 5 巻）（昭 24）
原田・史的素描	原田慶吉	日本民法典の史的素描（昭 29）
福島	福島四郎	相続法（昭 25）
古山	古山茂夫	相続法註解（大 12）
穂積	穂積重遠	相続法（昭 5）
穂積・I～III	同	相続法第一分冊～第三分冊（昭 21，22）
牧野	牧野菊之助	日本相続法論（明 42）
村崎	村崎満	相続の法律知識（昭 35）
柳川・註釈上，下	柳川勝二	日本相続法註釈上，下（大 7，9）
柚木	柚木馨	判例相続法論（昭 28）
我妻・解説	我妻栄	改正親族・相続法解説（昭 24）
我妻＝有泉	我妻栄＝有泉亨	民法III（親族法・相続法）（昭 31）
我妻＝立石	我妻栄＝立石芳枝	親族法・相続法（法律学体系コンメンタール篇）（昭 31）
我妻＝唄	我妻栄＝唄孝一	相続法（判例コンメンタール）（昭 41）
和田	和田于一	遺言法（昭 13）

家族制度全集・史論	穂積重遠＝中川善之助編	家族制度全集第 1 部史論篇 I～V
家族制度全集・法律	穂積重遠＝中川善之助編	家族制度全集第 2 部法律篇 I～V
家族法大系	中川善之助教授還暦記念・家族法大系 I～VII	
家族法の諸問題	穂積重遠先生追悼・家族法の諸問題	
家族問題と家族法	中川善之助ほか編	家族問題と家族法 I～VII
(新)民法演習	谷口知平＝加藤一郎編	(新)民法演習 I～V
総判民	谷口知平＝有泉亨編	総合判例研究叢書・民法
判民	判例民事法（大審院，最高裁）	

（4） 雑　誌

雑誌の略記は，おおむね法律時報の文献月報の略語例に従い，つぎのような略語を用いた。

大阪市大法学	法学雑誌（大阪市立大学）	神戸法学	神戸法学雑誌
学大法学	学大法学（愛知学芸大学）	国際外交	国際法外交雑誌
家裁月報	家庭裁判月報	自正	自由と正義
関大法学	法学論集（関西大学）	時法	時の法令
金融法務	金融法務事情	社研	社会科学研究

ジュリ	ジュリスト	法学	法学（東北大学）
志林	法学志林	法協	法学協会雑誌
新報	法学新報	法教	法学教室（ジュリスト別冊）
綜法	綜合法学	法セ	法学セミナー
日大法学	日本法学（日本大学）	法政研究	法政研究（九州大学）
判時	判例時報	法曹	法曹時報
判タ	判例タイムズ	民商	民商法雑誌
判評	判例評論	論叢	法学論叢（京都大学）
ひろば	法律のひろば		

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com

「注釈民法」刊行のことば

「注釈民法」全二十六巻は，わが国最初の大コンメンタールたることを期して計画された。

民法が市民間の法的紛争の妥当な調整ないしは解決を目的とするものである以上，個別的・具体的な問題に対してあらかじめ的確な解答が用意され，それが随時参照しうる形で整理されていることが必要である。コンメンタールは，まさに，このような要請にこたえようとするものである。

大コンメンタールの刊行には，判例・実例・学説などの十分な蓄積が前提となる。わが国が従来大コンメンタールを欠いていたのは，わが国の法学の抽象的・観念的性格によるところが少なくなかつたが，それと同時に，近代私法の法的体験のとぼしさに大きな原因があつたことを否定できない。このたび，われわれが「注釈民法」の刊行を企てたのは，法的体験の蓄積と民法学の発展により大コンメンタール刊行の期が熟したと判断したからにほかならない。

「注釈民法」は，わが民法の現行の姿を明らかにすることを直接の目的とする。したがつて，それは，判例に重きをおき，学説についても，その客観的状況を明らかにすることを期している。しかし，それが今後に役立つためには，将来へのよき展望をもつものでもなければならない。われわれは，そのような理想的なコンメンタールをめざして努力したつもりである。

このような大コンメンタールの刊行には，多数の人々の協力が必要である。われわれは，全国の研究者の方々から，本書の編集と執筆について大きな協力をいただいた。また，有斐閣は非常な熱意をもつてこの出版につくしている。ここにそれを記して厚く感謝の意を表したい。

昭和 39 年 11 月

「注釈民法」編集代表

中川善之助
柚木　馨
谷口知平
於保不二雄
川島武宜
加藤一郎

有斐閣コンメンタール ＊＝近刊

注　釈　民　法　全26巻

編集代表　中川善之助，柚木馨，谷口知平，於保不二雄，川島武宜，加藤一郎

	第1巻	総則1	1条～32条の2 通則・人	谷口知平編
	第2巻	総則2	33条～89条 法人・物	林　良平編
	第3巻	総則3	90条～98条 法律行為Ⅰ	川島武宜編
	第4巻	総則4	99条～137条 法律行為Ⅱ	於保不二雄編
	第5巻	総則5	138条～174条の2 期間・時効	川島武宜編
	第6巻	物権1	175条～179条 物権総則	舟橋諄一編
	第7巻	物権2	180条～294条 占有権・所有権・用益物権	川島武宜編
	第8巻	物権3	295条～368条 留置権・先取特権・質権	林　良平編
	第9巻	物権4	369条～398条の22 抵当権・譲渡担保	柚木　馨編
＊	第10巻	債権1	399条～426条 債権の目的・効力	於保不二雄 奥田昌道編
	第11巻	債権2	427条～473条　多数当事者の債権・債権の譲渡	西村信雄編
	第12巻	債権3	474条～520条 債権の消滅	磯村　哲編
	第13巻	債権4	521条～548条 契約総則	谷口知平編
	第14巻	債権5	549条～586条 贈与・売買・交換	柚木　馨編
	第15巻	債権6	587条～622条　消費貸借・使用貸借・賃貸借	幾代　通編
	第16巻	債権7	623条～666条 雇傭・請負・委任・寄託	幾代　通編
	第17巻	債権8	667条～696条 組合・特殊の契約	加藤一郎 鈴木禄弥編
	第18巻	債権9	697条～708条 事務管理・不当利得	谷口知平編

第19巻	債　権10	709条～724条 不法行為	加藤一郎編
第20巻	親　族1	725条～762条　親族総則・ 婚姻の成立・効果	青山道夫編
第21巻	親　族2	763条～771条 離　婚	島津一郎編
第22巻のI	親　族3	772条～791条 親　子(1)実子	中川善之助編
第22巻のII	親　族3	792条～817条 親　子(2)養子	中川善之助編
第23巻	親　族4	818条～881条 親権・後見・扶養	於保不二雄編
第24巻	相　続1	882条～895条 相続総則・相続人	中川善之助編
第25巻	相　続2	896条～959条 相続の効果	谷口知平編
第26巻	相　続3	960条～1044条 遺言・遺留分	中川善之助編
* 別巻	総索引		

注釈刑法 全6巻

責任編集　団藤重光

第1巻	総　則1	1条～34条の2	序説，第1章～第6章
第2巻のI	総　則2	35条～37条	第7章〔違法性〕
第2巻のII	総　則3	38条～72条	第7章〔責任〕～第13章
第3巻	各　則1	73条～147条	罪＝第1章～第15章
第4巻	各　則2	148条～198条	罪＝第16章～第25章
第5巻	各　則3	199条～234条	罪＝第26章～第35章
第6巻	各　則4	235条～264条	罪＝第36章～第40章
別巻	総索引		
補巻1		1条～264条	(～昭和46年1月)
補巻2		1条～264条	(～昭和49年8月)

有斐閣コンメンタール

注釈会社法 全10巻

編集代表 大森忠夫，矢沢 惇

第1巻	会社総則，合名会社，合資会社	52条～164条
第2巻	株式会社の設立	165条～198条
第3巻	株　式	199条～230条
第4巻	株式会社の機関	230条の2～280条
第5巻	新株の発行	280条の2～280条の18
第6巻	株式会社の計算	281条～295条
第7巻	社　債	296条～341条の7
第8巻のI	株式会社の定款変更・資本減少・整理	342条～403条
第8巻のII	株式会社の解散・清算，外国会社，罰則	404条～500条
第9巻	有限会社	有限会社法 1条～89条
第10巻	総索引	

目　　次

はしがき

凡　　例

第7章　遺　　言

前注（§§ 960—1027〔遺言制度〕）

I－III…………………………………………………………（加藤永一）… 2

IV〔イギリス法〕………………………………………………（守屋善輝）… 21

第1節　総　　則

§ 960〔遺言の要式性〕…………………………………………（中川善之助）… 39

§ 961〔遺言能力――その 1〕……………………………………（　同　）… 42

§ 962〔遺言能力――その 2〕……………………………………（　同　）… 45

§ 963〔遺言能力――その 3〕……………………………………（　同　）… 47

§ 964〔包括遺贈・特定遺贈〕……………………………………（　同　）… 47

§ 965〔胎児の受遺能力と遺贈における欠格〕…………………（　同　）… 50

§ 966〔被後見人の遺言の制限〕…………………………………（　同　）… 53

第2節　遺言の方式

前注（§§ 967—984〔遺言の方式〕）………………………………（久貴忠彦）… 57

第1款　普通の方式

前注（§§ 967—975〔普通の方式〕）………………………………（　同　）… 61

§ 967〔普通方式の種類〕…………………………………………（　同　）… 63

§ 968〔自筆証書による遺言〕……………………………………（　同　）… 65

§ 969〔公正証書による遺言〕……………………………………（　同　）… 77

§ 970〔秘密証書による遺言〕……………………………………（　同　）… 86

§ 971〔秘密証書による遺言の転換〕……………………………（　同　）… 91

§ 972〔発言不能者の秘密証書による遺言〕……………………(久貴忠彦)… 92
§ 973〔禁治産者の遺言〕……………………………………………(　同　)… 95
§ 974〔証人・立会人の欠格事由〕…………………………………(　同　)… 97
§ 975〔共同遺言の禁止〕……………………………………………(　同　)…102

第2款　特別の方式

前注 (§§ 976—984〔特別の方式〕)……………………………(宮井忠夫)…105
§ 976〔死亡危急者の遺言〕…………………………………………(　同　)…108
§ 977〔伝染病隔離者の遺言〕………………………………………(　同　)…122
§ 978〔在船者の遺言〕………………………………………………(　同　)…124
§ 979〔船舶遭難者の遺言〕…………………………………………(　同　)…126
§ 980〔遺言関係者の署名・押印〕…………………………………(　同　)…128
§ 981〔署名・押印不能の場合〕……………………………………(　同　)…129
§ 982〔普通方式遺言に関する規定の準用〕………………………(　同　)…130
§ 983〔遺言者の生存による特別方式遺言の失効〕………………(　同　)…131
§ 984〔在外日本人の遺言〕…………………………………………(　同　)…133

第3節　遺言の効力

前注 (§§ 985—1003〔遺贈の性質・効力〕)……………………(阿部浩二)…137
§ 985〔遺言の効力発生の時期〕……………………………………(　同　)…148
§ 986〔特定遺贈の放棄〕……………………………………………(　同　)…152
§ 987〔利害関係人の催告権〕………………………………………(　同　)…155
§ 988〔特定受遺者の相続人の承認・放棄〕………………………(　同　)…158
§ 989〔特定遺贈の承認および放棄の取消〕………………………(　同　)…160
§ 990〔包括受遺者の権利義務〕……………………………………(阿部　徹)…161
§ 991〔受遺者の担保請求権〕………………………………………(　同　)…168
§ 992〔受遺者の果実取得権〕………………………………………(　同　)…170
§ 993〔遺贈義務者の費用償還請求権〕……………………………(　同　)…172
§ 994〔遺言の効力発生以前の受遺者の死亡〕……………………(　同　)…174
§ 995〔遺贈の無効・失効の場合における目的財産の帰属〕(　同　)…178

此为试读，需要完整PDF请访问：www.ertongbook.com